

PPA 方式による市有施設への太陽光発電設備等導入事業に係る公募型プロポーザル 実施要領

1 趣旨

本実施要領は、盛岡市が所有する公共施設等に太陽光発電・蓄電池設備等を導入し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を削減することを目的として、PPA 方式による電力供給事業を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

また、本プロポーザルにおいては、レジリエンスの強化、電気使用料の削減、電力の安定供給、環境配慮等、総合的な観点から電力供給事業者の選定を行うものである。

2 事業概要

(1) 事業名称

PPA 方式による市有施設への太陽光発電設備等導入事業

(2) 実施対象施設

「PPA 方式による市有施設への太陽光発電設備等導入事業仕様書」のとおり

(3) 事業期間

「PPA 方式による市有施設への太陽光発電設備等導入事業仕様書」のとおり

(4) 市担当部署

環境部環境企画課

3 スケジュール

(1) 実施スケジュールは以下のとおりとする。

募集要項公表	令和 7 年 4 月 4 日(金)
質問受付	令和 7 年 4 月 4 日(金)～令和 7 年 4 月 17 日(木)
質問への回答	令和 7 年 4 月 24 日(木) (予定)
参加表明受付	令和 7 年 4 月 4 日(金)～令和 7 年 4 月 17 日(木)
企画提案書提出要請	令和 7 年 4 月 25 日(金)
企画提案書提出〆切	令和 7 年 5 月 19 日(月)
施設見学	令和 7 年 4 月 25 日(金)～令和 7 年 5 月 13 日(火) (予定)
プレゼンテーション審査	令和 7 年 5 月 26 日(月)～30 日(金)の期間中に予定 (1 日)
結果通知	令和 7 年 5 月下旬～6 月初旬予定
補助金等申請	各補助等の公募時期 (補助金等を活用する場合)
契約準備	令和 7 年 6～8 月予定
契約締結	令和 7 年 6～8 月予定 (補助金等を活用する場合は採択後)
設計・工事	令和 7 年 6～12 月予定
供給開始	工事完了次第

(2) 施設見学

市が企画提案書の提出要請を行った参加表明者は、本事業の実施対象施設の見学を行うこと。見学日程については、市担当部署宛て電子メールで申込みの上、市の指示に従い調整すること。また、施設見学に当たっては、市の指示に従うこと。

4 選定方法の概要

参加表明者のうち、5に示す参加資格要件を満たす者に対し、市が企画提案書の提出を要請した上で、提出された企画提案書の内容について書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。審査の結果、審査合計点の最も高い企画提案者を最優秀者、2番目に高い企画提案者を次点者として選定する。なお、最優秀者選定後に仕様書及び本要領の内容を満たしていない等の不備が明らかとなった場合、次点者を最優秀者とする。

選定に係る詳細については14を参照すること。

5 参加資格

(1) 単独提案の場合

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準（平成 3 年 9 月 30 日市長決裁）による指名停止を現に受けていない者であること。
- ③ 関係法令の規定による営業又は事業若しくは業務の停止並びに事務所の閉鎖処分を現に受けていない者であること。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがある者、その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑤ 市に納付すべき法人市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。
- ⑥ 事業者の役員等が、盛岡市暴力団排除条例（平成 27 年条例第 9 号）第 9 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- ⑦ 岩手県内に本社または支社を有し、専門技術等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- ⑧ 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- ⑨ 本事業と類似の事業履行実績（過去 5 年以内の、高圧又は低圧施設の屋上又は屋根等における 50kW 以上の太陽光発電設備等の設備設計及び導入業務の履行実績）を 1 件以上有すること。ただし、履行中の案件については、1 年間以上適切に履行してい

る場合に1件として数える。なお、支店を有する法人については、本店又は各支店における実績を含めることも可とする。

⑩ 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有するものを含めること。

- ・建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
- ・第一種、第二種、または第三種電気主任技術者

上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。

(2) 複数の者による共同提案の場合

共同提案の構成員全てについて、(1)①から⑥の要件を全て満たしていること。(1)⑦～⑩の要件については、共同提案の構成員のいずれかが満たしていれば可とする。なお、単独提案した参加表明者が他の共同提案の構成員となることは不可とする。参加表明にあたっては、代表者を定めることとし、市との契約の相手方は当該代表者とする。

6 質問及び回答

(1) 質問受付期間

令和7年4月4日(金)～令和7年4月17日(木)午後5時必着

(2) 質問受付方法

任意様式により、次のとおり電子メールで提出すること。

【件名】

PPA方式による市有施設への太陽光発電設備等導入事業に係る公募型プロポーザル
質問（事業者名）

【提出先】

盛岡市環境部環境企画課

E-mail : kankyou@city.morioka.iwate.jp

(3) 回答

提出された質問への回答は、令和7年4月24日(木)（予定）までに、質問文の原文又は要旨及び対応する回答文を一覧表にして、全ての参加表明者（共同提案の場合は代表者）に対し電子メールで通知するほか、市のホームページで公表する。ただし、質問者に対してのみ回答すべき内容であると市が判断した場合は、質問者に対してのみ回答する。

7 参加表明の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類に必要事項を記入の上、本要領16の市担当部署宛て持参又は郵送により提出すること。

(1) 提出受付期間

令和7年4月4日(金)～令和7年4月17日(木)午後5時必着

(2) 提出書類

次の書類を各1部ずつ提出すること。ただし、盛岡市物品の買い入れ等競争入札参加資

格を有するものについては、①オ～ケは提出不要とする。また、②及び③の場合には、①ウ及びエについては代表者又は構成員のいずれかが提出することも可とする。

① 単独提案の場合

- ア PPA 方式による市有施設への太陽光発電設備等導入事業に係る公募型プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）
- イ 会社概要（様式第 2 号）
- ウ 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し
- エ 過去の主な受注等実績（様式第 3 号）
※実績の記載は各項目ごとに最大 5 件までとする。
- オ 次の納税証明書又は納税義務がない旨の申立書
 - (ア) 直近の国に納付すべき法人税の納税証明書
 - (イ) 直近の消費税及び地方消費税の納税証明書
 - (ウ) 直近の盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書
 - (エ) 上記税目において納税義務がない場合は、その旨の申立書（様式第 4 号）
- カ 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書（様式第 5 号）
- キ 役員一覧表（様式第 6 号）
- ク 法人登記簿謄本の写し
- ケ 印鑑証明書

② 共同提案の場合の代表者

- ア ①の書類全て
- イ 共同提案構成員報告書（様式第 7 号）

③ 共同提案の場合の代表者を除く構成員全て

- ①イ～ケの書類

(3) 提出方法及び提出先

〒020-8531 盛岡市若園町 2 番 18 号

盛岡市環境部環境企画課（盛岡市役所若園町分庁舎 2 階）

PPA 方式による市有施設への太陽光発電設備等導入事業に係る公募型プロポーザル担当者宛て

8 参加資格審査結果通知及び企画提案書提出要請

参加表明者について、市が 5 に示す参加資格要件を満たす者かどうかを審査し、参加表明者宛て参加資格審査結果を通知する。参加資格要件を満たす者に対しては、あわせて企画提案書の提出を要請する。

9 企画提案書の提出

参加表明者 1 者（共同提案の場合は 1 組）につき 1 提案とすること。

(1) 提出受付期間

令和 7 年 4 月 25 日(金)～令和 7 年 5 月 19(月)午後 5 時必着

(2) 提出書類

- ① 様式 11 企画提案書表紙
- ② 様式 12 業務実施体制
- ③ 様式 13 配置予定技術者の業務実績等
- ④ 様式 14 企画提案書（任意様式）
- ⑤ 様式 15 様式 14 に係るチェックリスト

(3) 企画提案書の記載内容及び留意事項

本要領 10 及び 11 参照

(4) 提出部数

正本：1 部、副本：7 部

(5) 提出方法及び提出先

次の宛先に持参又は郵送にて提出すること。

〒020-8531 盛岡市若園町 2 番 18 号

盛岡市環境部環境企画課（盛岡市役所若園町分庁舎 2 階）

PPA 方式による市有施設への太陽光発電設備等導入事業に係る公募型プロポーザル
担当者宛て

10 企画提案書の作成要領

参加表明者（共同提案の場合は代表者）は、「PPA 方式による市有施設への太陽光発電設備等導入事業に係る公募型プロポーザル仕様書」の趣旨等を踏まえ、次の書類を提出すること。

提案にあたっては、仕様書に記載の対象施設全てを対象とすること。

(1) 企画提案書表紙（様式 11）

代表者印を押印の上、企画提案書の表紙として提出すること。

(2) 業務実施体制（様式 12）

- ① 本業務を実施するための体制図を記載すること。また、配置予定技術者については、担当業務等を記載すること。
- ② 本業務を実施するため配置を予定する総括責任者及び各業務責任者を必ず含めること。様式を参考として、参加表明者の実施体制の実状に沿ったものを作成すること。

(3) 配置予定技術者の業務実績等（様式 13）

- ① 本業務を実施するため配置を予定する総括責任者と各業務責任者について、所有資格、業務実績、経歴等を記載すること。
- ② 業務実績は、プロポーザル参加表明書に該当するものを記載すること。

- ③ 配置予定者は原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者と変更を行うこととする。なお、変更については、市の了解を得ること。

(4) 企画提案書（様式14 任意様式）

下記の項目に沿って記載すること。

様式は任意とし、原則としてA4版横向き10ページ以内で作成し、両面印刷で長辺綴じとすること。

① 実施方針

提案の基本方針、概要、運転期間、設備の平常時のシステム構成図等

② 代表事業者の経営状況（5年間）

貸借対照表、売上高経常利益率、流動比率、自己資本比率等

③ 資金計画

工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画（借入比率等含む）

④ 工事計画概要

設備導入工程表、事業フロー

⑤ 運転期間における維持管理及びメンテナンス等の計画

定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無、実施体制等

⑥ 故障、緊急時の対応体制図

⑦ 運転期間中のリスク対策

損害保険の適用範囲、事業者が破綻した場合の事業継承先の有無、設備導入時から撤去までに設定するすべての保証内容、その他の対策等

⑧ 太陽光発電設備容量

各施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））。平常時の使用電力について、単独または蓄電池を併用することで、発電した電力を最大限自家消費できること。

⑨ 蓄電池設備容量

ア 各施設（既に蓄電池が設置されている施設含む）には、蓄電池を導入すること。

ただし、本事業の実施に当たって地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業に係る補助金（以下「補助金」という。）を活用しない場合は、蓄電池の導入は任意とする。

イ 各施設における想定設備容量（蓄電池出力（kW）及び容量（kWh））を検討すること。主な使用目的は災害時の非常用（避難者の携帯電話の充電、災害対策に要する部屋の電灯、災害対策要員の使用するPCの電源等）とするが、平常時には充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。

ウ 蓄電池設備の適切な設置場所の考え方を検討すること。

⑩ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

ア 各施設における想定年間自家消費電力量（kWh）及び年間自家消費率（%【注】太陽光発電設備が発電する電力量のうち、施設が消費できる電力量の割合）を検討すること。検討にあたっては、全施設合計の年間自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。

イ 温室効果ガス排出削減量は、全施設における 1 年間の総量を算出すること。

なお、電力の二酸化炭素排出量係数は「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度」（環境省）にて示されている「電気事業者別排出係数一覧（令和 6 年提出用）」の代替値にある 0.441kg-CO₂/kWh を使用すること。

⑪ 設備設置仕様

ア 太陽光発電設備等の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。なお、想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955 に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。また、台風等の気象条件への耐久性、反射光による光害対策についても配慮すること。

イ 太陽光発電設備等の単位面積当たりの重量（基礎、パネル重量込み：単位kg/m²）を記載すること。

⑫ 非常時・停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

ア 非常時、停電時のシステム構成図

イ 非常時、停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）

ウ 自立運転時に太陽光発電設備から使用可能な出力（kW）

⑬ 自家消費料金単価（参考見積）

以下の点に留意し、自家消費料金単価（以下「単価」という。）を提案すること。

ア 単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。

イ 単価は、全ての施設について一律とする。

ウ 単価は、運転期間中一定とし、次の上限価格をもとに提案すること。

【上限価格】30.0 円/kWh（税込）

エ 国等の補助事業の活用を検討すること。なお、⑨アの補助金の申請については事業者と盛岡市が共同で行い、事業者が補助を受けることとする。また、提案単価は、活用を想定していた国等の補助事業を活用できなかった場合でも、原則として大幅な変更は行わないこと。

オ 単価の計算根拠資料を添付すること。（工事費、維持管理費、撤去費用等の内訳を示すこと。）

カ 単価とあわせて、運転期間中（20 年間）の市が負担する電気料金の概算を、月ごと及び年ごとに示すこと。

キ 契約単価は、本プロポーザルで提案された単価を基準とし、別途市と事業者との

協議により定める。

⑭ 環境配慮に関する計画

設備の設置、施工、維持管理等に関する施設周辺への配慮（騒音・振動対策・安全対策等）

⑮ 市内の事業者の活用の提案及び活用予定の市内事業者数

⑯ その他独自提案

提案者が有する知識や技能、経験等を活かした、脱炭素社会に向けた再生可能エネルギー等の利用促進、持続可能なまちづくりなど、脱炭素社会の実現に資する提案を期待する。

(5) 様式14に係るチェックリスト（様式15）

様式 14 に記載した事項に○をつけ、記載ページを記入すること。

11 企画提案書作成にあたっての留意事項

- (1) 提案書は簡潔にまとめ、ページの通し番号を付すこと。
- (2) 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- (3) 提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- (5) 提出できる企画は、参加表明者 1 者（共同提案の場合は 1 組）につき 1 案までとし、複数案の提案は認めない。また、1 案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。
- (6) 別添の参考資料を適宜参照すること。

12 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合の企画提案は、無効とする。その場合は、参加表明者宛て企画提案が無効となった旨を書面で通知する。

- (1) 各提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 各提出書類に虚偽の内容が記載されていたことが判明した場合
- (3) 参加表明書の提出時、5 に記載の参加資格を満たさないと市が判断した場合
- (4) 参加表明書の提出後、最優秀者選定日までの間に、5 に記載の参加資格を満たさなくなったと市が判断した場合
- (5) 不正な利益を図る目的で市担当者等と接触したと市が判断した場合
- (6) 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- (7) その他、市が不適切と判断したとき。

13 参加の取り下げ

参加表明書提出後に参加を取り下げる場合は、盛岡市環境部環境企画課 PPA 方式による

市有施設への太陽光発電設備等導入事業に係る公募型プロポーザル担当者宛て、郵送又は持参にて参加取下書（様式第8号）を提出すること。なお、共同提案の場合は、当該様式は代表者が提出すること。

14 最優秀者選定

(1) 審査基準及び配点

「PPA方式による市有施設への太陽光発電設備等導入事業に係る公募型プロポーザルに係る審査基準」のとおり。

(2) 選定方法

参加表明者から提出された企画提案書の内容について、市が書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、審査合計点の最も高い企画提案者を最優秀者、2番目に高い企画提案者を次点者として選定する。なお、最優秀者選定後に仕様書及び本要領の内容を満たしていない等の不備が明らかとなった場合、次点者を最優秀者とする。

なお、参加表明者が1者のみの場合は、基準点を90点とし、全委員の審査合計点数の平均が基準点を満たす場合のみ、当該参加表明者を最優秀者とする。

(3) プレゼンテーション審査について

※日時及び会場の詳細は別途通知する。

① 日時

令和7年5月26日(月)～30日(金)の期間中に予定（1日）

② 会場

盛岡市役所若園庁舎内会議室（予定）

③ 発表方法

企画提案書（印刷紙）を用いた説明とする。

④ 発表時間

プレゼンテーション 10分、質疑 20分程度とする。なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

⑤ 事前質問

プレゼンテーション審査の実施に際しては、事前に市から参加表明者へ質問を行うことがあるため、その際は市が指定する方法により回答すること。

(4) 契約の締結について

市は最優秀者と仕様書に基づき詳細を協議し、詳細設計等の最優秀者自らが事業の安全性等を確認した書類について確認したのち、契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、次点者と交渉する場合がある。

(5) 選定結果の通知、公表及び開示

選定結果については、参加表明者（共同提案の場合は代表者）宛て書面により通知する。あわせて、市のホームページで最優秀者を公表することとする。

なお、選定結果の開示を希望する者については、開示請求者の合計点のみ開示することとする。

15 その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

- ① 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は市に帰属する。
 - ② 提案者は、市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
 - ③ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
 - ④ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
- (4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため市と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

16 問い合わせ先（市担当部署）

盛岡市環境部環境企画課

〒020-8531 盛岡市若園町2番18号（盛岡市役所若園町分庁舎2階）

E-mail: kankyou@city.morioka.iwate.jp

電話：019-626-3754（直通）

(別添) 参考資料

1 令和5年度市有施設への太陽光発電設備導入可能性調査結果(市ホームページ掲載場所)

<https://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/kankyo/kankyokatsudo/1043619.html>

※対象施設に係る調査結果を参照すること。特に発電設備等設置時に対象施設の構造計算が必要になることに留意すること。

2 市の主な計画等(市ホームページ掲載場所)

- ・盛岡市エコオフィスプラン(地方公共団体実行計画(事務事業編))

<https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/keikaku/kankyokei/1036044.html>

- ・盛岡市気候変動対策実行計画～もりおかゼロカーボン 2050～

(地方公共団体実行計画(区域施策編))

<https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/keikaku/kankyokei/1010055.html>

- ・盛岡市環境基本計画

<https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/keikaku/kankyokei/1010054.html>

- ・盛岡市地域防災計画

<https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/keikaku/sogotekiplan/1009857/index.html>

- ・盛岡市ハザードマップ

https://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/anzen_anshin/bousai/hazardmap/index.html

3 その他

以下の資料については、希望する参加表明者又は参加表明予定者へ電子データで提供する。提供を希望する場合は、本要領 16 の問い合わせ先へ申し出ること。

- ・各施設の契約電力及び電力需要量 30 分値データ(30 分毎の平均使用電力)
- ・各施設の建築図面
- ・その他必要な各施設の仕様が確認できる書類等